

阿見神輿連合規約(改正案)

第1章 (名称)

第 1 条 本組織を、阿見神輿連合（以下本組織という）と称する。

第2章 (目的)

第 2 条 本組織は、神輿をとおして、人と人との連帯感、道理を重んじ、豊かなる心を培い、より良い阿見町と人間社会を築く担い手となり、自然及び、郷土を愛する心を共に育てる事を目的とする。

第3章 (事業)

第 3 条 まい・あみ・まつり（以下本祭という）への参加。

- 1 町内外への祭りへの参加
- 2 その他目的遂行に必要な事業。

第4章 (組織)

第 4 条 本組織は、目的に賛同する者を以って構成する。

- 2 入会は、入会申込書に記載し、組頭をとおして会長に提出し、理事会の承認を受ける。

第 5 条 会員は次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 会員は、人間性を鑑みて、人道に反する行為をしない事。
- 2) 本目的遂行のため、協調、協力関係を心して得持する事。
- 3) 会費を納入しなければならない。

第5章 (理事会)

第 6 条 本組織に理事を置く。役職名は原則以下とする。但し、毎年の組織図を以って構成するものとする。

- | | |
|----------------------|------------|
| 1) 会長 | 1名 |
| 2) 会長代行 | 1名 |
| <u>3) 若頭 (実行委員長)</u> | <u>1名</u> |
| 4) 事務局長 | 1名 |
| 5) 若頭 | 1名 |
| <u>6) 常任委員</u> | <u>複数名</u> |

第 7 条 理事の任務は、次のとおりとする。

- 1) 会長 : 本組織を代表し、会務を総括する。
- 2) 会長代行 : 会長の命を受け、職務を代行する。
- 3) 若頭 (実行委員長) : 会長代行を補佐し、会長代行に事故ある時は、職務を代行する。
及び実行委員会を統括する。
- 4) 事務局長 : 会長の命を受け、本組織の目的遂行のため、職務を統括する。
- 5) 常任委員 : 会長代行の命を受け、本組織の目的遂行のため、神輿運行を統括する。

第 8 条 任期は、4 年とし、再任を妨げない。但し、再任の場合は 2 年とする。

2 理事が、辞任した場合は補欠理事を任命する。補欠理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第 9 条 理事の選任は理事会にて審議し、理事の過半数を以って決定する。

第 6 章 (実行委員会)

第 10 条 本組織に実行委員会を置く。但し、理事会組織に準ずるものとする。

- 1) 実行委員長(若頭)
- 2) 会長代行
- 3) 事務局長
- 4) 常任委員
- 5) 事務局
- 6) 組頭
- 7) 事務局員

第 7 章 (会議)

第 11 条 総会は、年 1 回開催する。但し、必要に応じ、会議は会長が召集し、臨時に開催することができる。

- 2 総会は理事会及び組頭で構成し、希望があれば組員も出席できる。
- 3 理事会は、会長が召集し、その議長になる。
- 4 実行委員会は、実行委員長が召集し、その議長となる。

第 8 章 (会計)

第 12 条 本組織の経費には、会費、補助金、寄付金、その他の収入を以って充てる。

- 2 会費は、年 3, 000 円とする。
- 3 会費は、事務局長が指示する納入期日までに組頭に納入する。
但し新入会員は入会時に納入する。
- 4 総会時に会計報告をする。
- 5 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章（顧問）

第 13 条 顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が選任する。

3 顧問は、重要な事項について会長の質問に応じ、理事会にて意見を述べる事ができる。

第 10 章（相談役）

第 14 条 相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事にて審議し、理事の過半数を以って選任する。

3 相談役は、重要な事項について会長の質問に応じ、理事会にて意見を述べる事ができる。

第 11 章（監査役）

第 15 条 監査役を置くことができる。

2 監査役は、会長が選任する。

第 12 章（参与）

第 16 条 参与を置くことができる。

2 参与は、重要な事項について会長の質問に応じ、実行委員会に意見を述べる事ができる。

3 参与は、参与で組織を結成し、代表を選任しその統括の基、活動する事ができる。

第 13 章（総会）

第 17 条 規約変更は、出席者の過半数の同意を得なければならない。

第 14 章（委任）

第 18 条 この規約に定めることのほか、運営に必要な事項は、会長が定める。

阿見神輿連合規約

実行委員会細則（改正案）

第 1 条 実行委員会は、実行委員、事務局員を以って組織する。

2 実行委員の任期は4年とし、再任を妨げない。

3 実行委員会における議決は、実行委員の過半数を以って決定する。

但し諸事情により議決を欠席する場合は議決権を実行委員長に委任することとする。

4 その他必要な事項は、実行委員会を以って定める。

5 実行委員長は本祭の巡行・運行に際し毎年度実施要領を策定し統括する。

6 実行委員長は実行委員の任命権を得る。

7 組織表及び連絡網

省略

第 2 条 半纏は統一のものとする。ただし、会長、会長代行、実行委員長、常任委員、事務局長、顧問、相談役、監査役、参与はこの限りではない。

2 半纏を着用すること。

3 半纏は会長が認めた場所以外の使用を禁止する。

第 3 条 出張りについては次のとおりとする。

1) 各友好団体の開催または参加する祭への参加については、実行委員会にて選択し、実行委員長と会長代行が統括する。

2) 実行委員長は渉外に際し、理事会にて許可を得ること。

①祝儀、寸志、奉納品。

②上記に定めるもののほか、特別に本組織の代表として参加する場合。

(事務局細則)

第 1 条 事務局は事務局長宅に置く。

2 事務局の任務は、次のとおりとし、事務局長はそれを統括する。

1) 式典の企画、執行。

2) 事務の一切。

3) 総会、その他の会議の準備及び書記。

4) オフシーズンの事業企画、執行。

5) 経理。

3 事務局長の補佐役として、事務局長補佐を置く。事務局長補佐は、事務局長に事故ある時は職務を代行する。

4 事務局の運営に関し、必要な事項は理事会を以って議決する。

但し本祭については実行委員の決議を以って遂行する。

第 2 条 事務局長の下に事務局員を配する。

2 事務局員は事務局長が選任し、その任期は2年とする。

3 事務局長は、必要により組事務局員を事務局の任に就けることができる。

4 各組は、事務局員を1名以上選出しなければならない。

第 3 条 事務局長補佐の役割は次のとおりとする。

1) 庶務

①議事録の作成

②会議の準備（資料作成、配布）

③会議の出欠席の記録

④連絡、案内

2) 登録

①会員の登録（シートの作成、配布、回収）

②会員名簿の作成

③法被の管理（貸出し、購入、管理）

④備品の管理

3) 協賛金

①協賛金に関すること

②ポスター、パンフレットの作成

③写真、ビデオの編集、管理

2 会計の役割は次のとおりとする。

①会計報告、会計監査

②予算編成準備

③出納、通帳管理

④連合印、会長印の管理

3 式典の企画及び執行はその都度係を組織し、その任務を遂行する権限をもつ。

3 組織表

省略

付 則 この規約は、平成2年11月15日より施行する。

平成 5 年 4 月 2 5 日一部改正 平成 17 年 6 月 25 日一部改正

平成 7 年 5 月 2 8 日一部改正 平成 27 年 5 月 10 日一部改正

平成 9 年 5 月 1 1 日一部改正 令和 元年 5 月 1 2 日一部改正

平成 1 0 年 5 月 1 0 日一部改正 令和 6 年 5 月 日一部改正

平成 1 1 年 4 月 1 8 日一部改正

平成 1 2 年 4 月 9 日一部改正

平成 1 3 年 3 月 2 5 日一部改正

平成 1 4 年 5 月 1 9 日一部改正

平成 1 5 年 4 月 2 0 日一部改正

阿見神輿連合慶弔規定

(目的)

第1条 この規定は、阿見神輿連合（以下「連合」という）の会員相互の親睦を図り、能率的な連合の運営に寄与することを目的とする。

(範囲)

第2条 この規定は、連合の会員に対し適用するものとする。

(内容と支出)

第3条 会員の死亡の場合は、香典10,000円を霊前に供える。

2 会員が連合の活動中に傷害を受け、それが全治1ヵ月以上の場合、3,000円または、同等の見舞品を贈る。

3 前項以外の慶弔で特に必要を認める場合は、理事会においてその都度協議する。

(連絡)

第4条 慶弔事が発生した場合は、その会員若しくは会員が所属する組頭は速やかに事務局に連絡しなければならない。

2 連絡を受けた事務局は、会長、副会長に速やかに連絡しなければならない。

(参列)

第5条 第3条第1項葬儀には、会長が連合を代表して参列する。

(実行)

第6条 第3条第2項は、規定に基づき事務局がこれを実行する。

(返礼の廃止)

第7条 会員は、慶弔金等に対する返礼は行わないものとする。

附則 この規定は、平成6年4月1日より施行する。

平成14年4月21日 一部改訂。